

一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター 確認検査業務手数料規程

平成 12 年 6 月 20 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター(以下「センター」という。)が別に定める確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)に基づく確認検査業務に係る手数料について必要な事項を定める。

(建築物に関する確認申請手数料)

第 2 条 業務規程第 15 条に規定する対象建築物等のうち、建築物の確認申請手数料の額は、確認申請一件につき、別表第 1 の 1、別表第 1 の 2 又は別表第 1 の 3 に掲げるとおりとする。

2 別表第 1 の 1、別表第 1 の 2 又は別表第 1 の 3 の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。ただし、計画建築物に申請以外の部分がある場合においては、第 1 号、又は第 2 号により算出した面積に、当該申請以外の部分の床面積に二分の一を乗じた面積又は申請部分の床面積に五を乗じた面積のうちいずれか小さい方の面積を加えたものとする。

(1) 建築物を建築、大規模の修繕もしくは模様替え、又は用途を変更する場合(次の第 2 号及び第 3 号に掲げる場合を除く。) 当該建築、大規模の修繕もしくは模様替え、又は用途の変更に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認がセンター以外で行われている場合 当該建築、大規模の修繕もしくは模様替え、又は用途の変更に係る部分の床面積

(3) 確認を受けた建築物の計画を変更する場合で、当該変更に係る直前の確認がセンターで行われている場合 当該計画の変更に係る部分の床面積(別紙に示す計画変更床面積算定により算出する。)の二分の一(床面積を増加する部分がある場合にあつては、当該増加する部分の床面積を別途加えたものとする。)

3 構造計算書の添付を要する建築物の確認申請の場合は、別表第 1 の 1、別表第 1 の 2 又は別表第 1 の 3 の手数料額に別表第 1 の 4 の額を加算する。(第 2 項第 3 号の場合において構造計算書の変更が無い場合を除く。)

4 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 56 条第 7 項の規定に基づく天空率により設計を行った建築物の確認申請の場合は、別表第 1 の 1、別表第 1 の 2 又は別表第 1 の 3 の手数料額に別表第 1 の 5 の額を加算する。(第 2 項第 3 号の場合において天空率計算の変更が無い場合を除く。)

5 建築基準法施行令(昭和 25 年政令 338 号。以下「令」という。)第 108 条の 4 第 2 項の規定に基づく耐火性能検証法、令第 128 条の 7 の規定に基づく区画避難安全検証法、令第 129 条の規定に基づく階避難安全検証法、令第 129 条の 2 の規定に基づく全館避難安全検証法により設計を行った建築物の確認申請の場合は、別表第 1 の 1、別表第 1 の 2 又は別表第 1 の 3 の手数料額に別表第 1 の 6 の額を加算する。(第 2 項第 3 号の場合において検証法の変更が無い場合を除く。)

6 第 3 項の構造計算又は前項の検証法に係る国土交通大臣の認定書が添付される場合は、当該大臣認定書の対象部分については、第 3 項及び前項の規定は適用しない。

7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省

エネ法」という。)に係る適合性判定を行わず、省エネ基準の適合性について仕様基準などの比較的容易な方法による審査を確認と併せて行う場合は、別表第1の1、別表第1の2又は別表第1の3の手数料額に8,000円を加算する。

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料)

第3条 業務規程第15条に規定する対象建築物等のうち、建築設備及び工作物の確認申請手数料の額は、一の建築設備及び工作物について、別表第4に掲げるとおりとする。

2 確認を受けた建築設備及び工作物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認がセンターで行われている場合は、別表第4の手数料額から3,000円を減額する。

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第4条 業務規程第15条に規定する対象建築物等のうち、建築物の中間検査申請手数料の額は、中間検査申請一件につき、別表第2の1、別表第2の2又は別表第2の3に掲げるとおりとする。(別表第2の1、別表第2の2又は別表第2の3の中間検査を行う部分の床面積の合計は、別紙に示す中間検査床面積算定により算出する。)

(建築物に関する完了検査申請手数料)

第5条 業務規程第15条に規定する対象建築物等のうち、建築物の完了検査申請手数料の額は、完了検査申請一件につき、別表第3の1、別表第3の2又は別表第3の3に掲げるとおりとする。

2 別表第3の1、別表第3の2又は別表第3の3の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。ただし、計画建築物(センターで仮使用認定通知書(建築物の一部(同一棟に限る。))を仮使用する場合を除く。)の交付を受けた建築物を除く。)に申請以外の部分がある場合においては、第1号又は第3号により算出した面積に、当該申請以外の部分の床面積に二分の一を乗じた面積又は申請部分の床面積に五を乗じた面積のうちいずれか小さい方の面積を加えたものとする。

(1) 建築物を建築、又は大規模の修繕もしくは模様替えをする場合(次の第2号及び第3号に掲げる場合を除く。) 当該建築、又は大規模の修繕もしくは模様替えに係る部分の床面積

(2) 完了検査申請の直前にセンターで仮使用認定通知書(すべての申請建築物の工事が完了している場合に限る。)の交付を受けている場合 床面積は100㎡以内とみなす

(3) 完了検査申請の直前にセンターで仮使用認定通知書(建築物の一部(同一棟に限る。))を仮使用する場合を除く。)の交付を受けている場合 当該建築、又は大規模の修繕もしくは模様替えに係る部分の床面積から仮使用部分(別棟の部分に限る。)の床面積を除いた床面積

3 建築物が建築物省エネ法に係る適合性判定を要した建築物等(設計住宅性能評価書又は長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書の提出により省エネ適判を省略した場合を含む。以下同じ。)の場合で、一定範囲内の省エネ性能が低下する変更がある場合は、別表第3の1、別表第3の2又は別表第3の3の手数料額に別表第7の額を加算する。ただし、軽微変更該当証明書又は変更設計住宅性能評価等が添付された変更については加算しない。

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)

第6条 業務規程第15条に規定する対象建築物等のうち、建築設備及び工作物の完了検査申請手数料の額は、一の建築設備及び工作物について、別表第4に掲げるとおりとする。

(センター以外の者が確認を行った工事の完了検査申請手数料)

第7条 完了検査の対象となる建築物の計画に係る直前の確認を行った者がセンター以外の場合
は、別表第3の1、別表第3の2又は別表第3の3の手数料額に、別表第5の額を加算する。

2 完了検査の対象となる建築設備及び工作物の計画に係る直前の確認を行った者がセンター以外
の場合は、別表第4の手数料額に、5,000円を加算する。

(仮使用認定申請手数料)

第8条 業務規程第15条に規定する対象建築物等のうち、仮使用認定申請手数料の額は、仮使用
認定申請一回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる別表のとおりとする。

(1) 建築物の一部(同一棟に限る。)を仮使用する場合 別表第6の1

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 別表第6の2、別表第6の3又は別表第6の4

2 別表第6の1、別表第6の2、別表第6の3又は別表第6の4の床面積の合計は、次の各号に
掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。ただし、第1項第2号に掲
げる場合で計画建築物(センターで仮使用認定通知書(建築物の一部(同一棟に限る。))を仮使用
する場合を除く。)の交付を受けた建築物を除く。)に申請以外の部分がある場合においては、第
1号又は第2号により算出した面積に、当該申請以外の部分の床面積に二分の一を乗じた面積又
は申請部分の床面積に五を乗じた面積のうちいずれか小さい方の面積を加えたものとする。

(1) 建築物を仮使用する場合(次の第2号及び第3号に掲げる場合を除く。) 仮使用に係る部
分の床面積の合計

(2) 当該仮使用認定申請の前にセンターで仮使用認定通知書(当該申請建築物以外の建築物の
場合に限る。)の交付を受けている場合 当該仮使用に係る部分の床面積の合計から仮使用認
定を受けている部分の床面積(別棟部分に限る)を除いた床面積

(3) 当該仮使用認定申請の前にセンターで仮使用認定通知書の交付を受けている場合で、仮使
用部分及び安全計画書に変更が無く仮使用期間のみ延長する申請の場合 床面積は100㎡以
内とみなす。

3 建築物が建築物省エネ法に係る適合性判定を要した建築物等(第1項第2号に掲げる場合に限
る)で、一定範囲内の省エネ性能が低下する変更がある場合は、別表第6の2、別表第6の3又
は別表第6の4の手数料額に別表第7の額を加算する。ただし、軽微変更該当証明書又は変更設
計住宅性能評価等が添付された変更については加算しない。

(手数料の減額及び割増)

第9条 住宅建設瑕疵担保責任保険及び住宅販売瑕疵担保責任保険の検査と同時に検査できるも
のとして申請する建築物の中間検査申請手数料の額は、別表第2の1、別表第2の2又は別表第
2の3に掲げる額より1,000円減額した額とする。

2 一の申請に係る設置数が2以上の建築設備の完了検査申請手数料の額は、別表4に掲げる額よ
り一台につき2,000円減額した額とする。

3 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第1条第三号に
規定する建設住宅性能評価のための検査をセンターで受ける場合(法第7条の5による検査の特
例(法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物に限る)の適用を受ける場合を除く。)は、別表
第3の1、別表第3の2、別表第3の3、別表第6の2、又は別表第6の3に掲げる額より10,000
円を減額する。

- 4 第2条から本条前項までに規定する申請手数料額は、理事長が必要と認めた場合は減額又は割増できるものとする。

(再交付手数料等)

第10条 センターが確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を再交付する場合の手料は、1通につき6,000円とし、確認申請台帳記載証明書交付申請の申請手数料は3,000円とする。

- 2 確認検査申請書等閲覧申請の申請手数料は、1件につき、10,000円（同一物件の確認及び検査は1件と見なす。）とし、複写を要する場合の手料は、20,000円とする。

(検査に係る地域別割増手数料)

第11条 第4条から第8条の規定による中間検査、完了検査及び仮使用認定又は次条の規定による再検査に伴う当該検査地域が別表第8に定める対象地域においては、同表の地域区分に応じた額を第4条から第9条又は次条の規定による額に加算する。ただし、当該検査地域が愛知県の場合で、床面積の合計が500㎡以内の建築物又は法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物においては、適用しない。

- 2 理事長が必要と認めた場合は、前項の規定によらないことができる。

(再検査手数料)

第12条 検査又は追加説明書の審査の結果により、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手料は、再検査に係る部分の床面積に応じて、それぞれ別表第2の1、別表第2の2、別表第2の3、別表第3の1、別表第3の2、別表第3の3、別表第6の1、別表第6の2、別表第6の3又は別表第6の4により算定した額とする。

- 2 検査又は追加説明書の審査の結果により、申請に係る建築設備又は工作物の再検査を行う場合の手料は、別表第4の額とする。

附 則

この変更は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この変更は、平成19年11月12日から施行する。

附 則

この変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成21年6月25日から施行する。

附 則

この変更は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成25年10月1日から施行する。

附 則
この変更は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この変更は、平成 27 年 6 月 5 日から施行する。

附 則
この変更は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この変更は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この変更は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則
この変更は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この変更は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この変更は、令和元年 6 月 25 日から施行する。

附 則
この変更は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この変更は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この変更は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則
この変更は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この変更は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則
この変更は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この変更は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この変更は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別表第1の1（建設地が静岡県又は愛知県の場合）

建築物に関する確認申請手数料（第2条関係）

(単位:円)

床面積の合計			手数料の額				
			建築物の用途等				
			①	②		③	
特例あり	特例なし	特例あり		特例なし			
100 ㎡以内のもの			18,000	21,000	45,000	31,000	60,000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの			24,000	30,000	55,000	41,000	75,000
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの			31,000	38,000	68,000	56,000	96,000
300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの			40,000	55,000	85,000	74,000	125,000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの			48,000	75,000	120,000	110,000	160,000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの			80,000	140,000	190,000	180,000	230,000
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以内のもの			見積対応		250,000	見積対応	300,000
3,000 ㎡を超え、4,000 ㎡以内のもの					290,000		360,000
4,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの					340,000		420,000
5,000 ㎡を超え、6,000 ㎡以内のもの					430,000		460,000
6,000 ㎡を超え、8,000 ㎡以内のもの					470,000		530,000
8,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの					500,000		570,000
10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内のもの					600,000		680,000
20,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの					700,000		890,000
50,000 ㎡を超え、100,000 ㎡以内のもの					980,000		1,390,000
100,000 ㎡を超え、200,000 ㎡以内のもの					1,480,000		1,950,000
200,000 ㎡を超えるもの					1,800,000		2,400,000
注	①	建築基準法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物					
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物					
	③	上記以外の建築物					
※1 簡易な計画変更のみの場合には第 2 条の規定に関わらず 8,000 円とする。							
※2 「特例」とは、法第 6 条の 4 の規定による確認の特例の適用をいう							

別表第1の2（建設地が神奈川県の場合）

建築物に関する確認申請手数料（第2条関係）

(単位:円)

床面積の合計			手数料の額				
			建築物の用途等				
			①	②		③	
				特例あり	特例なし	特例あり	特例なし
100 ㎡以内のもの			21,000	24,000	48,000	34,000	63,000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの			27,000	33,000	58,000	44,000	78,000
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの			34,000	41,000	71,000	59,000	99,000
300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの			43,000	58,000	88,000	77,000	128,000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの			51,000	78,000	123,000	113,000	163,000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの			90,000	150,000	200,000	190,000	240,000
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以内のもの			見積対応		260,000	見積対応	310,000
3,000 ㎡を超え、4,000 ㎡以内のもの					300,000		370,000
4,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの					350,000		430,000
5,000 ㎡を超え、6,000 ㎡以内のもの					440,000		470,000
6,000 ㎡を超え、8,000 ㎡以内のもの					480,000		540,000
8,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの					510,000		580,000
10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内のもの					620,000		700,000
20,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの					740,000		930,000
50,000 ㎡を超え、100,000 ㎡以内のもの					1,040,000		1,450,000
100,000 ㎡を超え、200,000 ㎡以内のもの					1,560,000		2,030,000
200,000 ㎡を超えるもの					1,890,000		2,490,000
注	①	建築基準法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物					
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物					
	③	上記以外の建築物					
※1 簡易な計画変更のみの場合には第 2 条の規定に関わらず 10,000 円とする。							
※2 「特例」とは、法第 6 条の 4 の規定による確認の特例の適用をいう							

別表第1の3（建設地が山梨県の場合）

建築物に関する確認申請手数料（第2条関係）

(単位:円)

床面積の合計			手数料の額				
			建築物の用途等				
			①	②		③	
特例あり	特例なし	特例あり		特例なし			
100 ㎡以内のもの			14, 000	15, 000	25, 000	26, 000	40, 000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの			19, 000	20, 000	30, 000	35, 000	57, 000
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの			27, 000	32, 000	45, 000	48, 000	70, 000
300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの			36, 000	46, 000	64, 000	63, 000	94, 000
500 ㎡を超え、1, 000 ㎡以内のもの			48, 000	75, 000	120, 000	110, 000	160, 000
1, 000 ㎡を超え、2, 000 ㎡以内のもの			80, 000	140, 000	190, 000	180, 000	230, 000
2, 000 ㎡を超え、3, 000 ㎡以内のもの			見積対応		250, 000	見積対応	300, 000
3, 000 ㎡を超え、4, 000 ㎡以内のもの					290, 000		360, 000
4, 000 ㎡を超え、5, 000 ㎡以内のもの					340, 000		420, 000
5, 000 ㎡を超え、6, 000 ㎡以内のもの					430, 000		460, 000
6, 000 ㎡を超え、8, 000 ㎡以内のもの					470, 000		530, 000
8, 000 ㎡を超え、10, 000 ㎡以内のもの					500, 000		570, 000
10, 000 ㎡を超え、20, 000 ㎡以内のもの					600, 000		680, 000
20, 000 ㎡を超え、50, 000 ㎡以内のもの					700, 000		890, 000
50, 000 ㎡を超え、100, 000 ㎡以内のもの					980, 000		1, 390, 000
100, 000 ㎡を超え、200, 000 ㎡以内のもの					1, 480, 000		1, 950, 000
200, 000 ㎡を超えるもの			1, 800, 000	2, 400, 000			
注	①	建築基準法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物					
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物					
	③	上記以外の建築物					
※1 簡易な計画変更のみの場合には第 2 条の規定に関わらず 8, 000 円とする。							
※2 「特例」とは、法第 6 条の 4 の規定による確認の特例の適用をいう							

別表第 1 の 4

構造計算書の添付を要する建築物の確認申請の場合の加算額（第 2 条関係）（単位：円）

申請建築物 1 棟ごとの床面積	手数料の加算額			
	構造計算の種類等			
	・令第 81 条第 3 項に定める基準に従った構造計算（ルート 1 又は同等計算）	・令第 81 条第 2 項第 2 号イに規定する構造計算で法第 6 条の 3 第 1 項ただし書きによる特例（ルート 2 特例）の適用を受けるもの（許容応力度等計算（ルート 2）又は同等計算）	・令第 81 条第 2 項第 1 号イに規定する構造計算（保有水平耐力計算（ルート 3）又は同等計算） ・令第 81 条第 2 項第 2 号イに規定する構造計算で左記以外のもの（許容応力度等計算（ルート 2）又は同等計算）	・令第 81 条第 2 項第 1 号ロに規定する構造計算（限界耐力計算又は同等計算） ・平成 12 年 10 月 17 日建設省告示第 2009 号に規定する免震建築物の構造方法による構造計算
200 m ² 以内のもの	15, 000	80, 000	20, 000	50, 000
200 m ² を超え 1, 000 m ² 以内のもの	30, 000	80, 000	40, 000	60, 000
1, 000 m ² を超え 3, 000 m ² 以内のもの	40, 000	100, 000	50, 000	80, 000
3, 000 m ² を超え 10, 000 m ² 以内のもの	50, 000	120, 000	60, 000	90, 000
10, 000 m ² を超え 50, 000 m ² 以内のもの	60, 000	160, 000	80, 000	120, 000
50, 000 m ² を超えるもの	80, 000	280, 000	100, 000	150, 000
※1 申請建築物が、法第 20 条第 2 項の適用を受ける建築物は、それぞれを申請建築物 1 棟とみなす。 ※2 加算額は、構造計算書の添付を要する建築物ごとに算定した額の合計とする。 ※3 令第 81 条第 3 項に定める基準に従った構造計算による加算は、当該性能を満たしていることを当センターが別に審査を行った場合には適用しない。				

別表第 1 の 5

天空率により設計を行った建築物の確認申請の場合の加算額（第 2 条関係）（単位：円）

床 面 積 の 合 計	手数料の加算額
300 m ² 以内のもの	8, 000
300 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	10, 000
500 m ² を超え、1, 000 m ² 以内のもの	15, 000
1, 000 m ² を超え、2, 000 m ² 以内のもの	25, 000
2, 000 m ² を超え、3, 000 m ² 以内のもの	40, 000
3, 000 m ² を超え、4, 000 m ² 以内のもの	45, 000
4, 000 m ² を超え、5, 000 m ² 以内のもの	55, 000
5, 000 m ² を超え、6, 000 m ² 以内のもの	70, 000
6, 000 m ² を超え、8, 000 m ² 以内のもの	75, 000
8, 000 m ² を超え、10, 000 m ² 以内のもの	80, 000
10, 000 m ² を超え、20, 000 m ² 以内のもの	100, 000
20, 000 m ² を超え、50, 000 m ² 以内のもの	120, 000
50, 000 m ² を超え、100, 000 m ² 以内のもの	170, 000
100, 000 m ² を超え、200, 000 m ² 以内のもの	270, 000
200, 000 m ² を超えるもの	330, 000
※1 床面積の合計は、第 2 条第 2 項により算定される面積とする。ただし、確認を受けた建築物の計画を変更する場合においては、第 2 条第 2 項第 3 号は第 2 号に読み替えるものとする。 ※2 法第 56 条第 7 項各号の適用する条項（道路高さ制限、隣地高さ制限、北側高さ制限）ごとに加算する。	

別表第 1 の 6

耐火性能検証法、区画避難安全検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法により設計を行った建築物の確認申請の場合の加算額（第 2 条関係）（単位：円）

申請建築物 1 棟ごとの 検証対象部分の床面積	手数料の加算額
300 m ² 以内のもの	20,000
300 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	25,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	30,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	55,000
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	80,000
3,000 m ² を超え、4,000 m ² 以内のもの	90,000
4,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	110,000
5,000 m ² を超え、6,000 m ² 以内のもの	140,000
6,000 m ² を超え、8,000 m ² 以内のもの	150,000
8,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	160,000
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	200,000
20,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	240,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	340,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	540,000
200,000 m ² を超えるもの	660,000
※ 加算額は、耐火性能検証法、区画避難安全検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法により設計を行った建築物ごとに算定した額の合計とする。	

別表第2の1 (建設地が静岡県又は愛知県の場合)

建築物に関する中間検査申請手数料（第4条関係）

(単位:円)

中間検査を行う部分の床面積の合計		手 数 料 の 額				
		建 築 物 の 用 途 等				
		①	②		③	
特例あり	特例なし		特例あり	特例なし		
100 ㎡以内のもの		20,000	22,000	36,000	30,000 49,000	
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの		26,000	28,000	47,000	38,000 62,000	
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの		34,000	39,000	60,000	48,000 78,000	
300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの		44,000	50,000	75,000	63,000 100,000	
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの		53,000	57,000	100,000	76,000 120,000	
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの		90,000	130,000	160,000	150,000 170,000	
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以内のもの		見積対応		170,000	見積対応 190,000	
3,000 ㎡を超え、4,000 ㎡以内のもの				180,000		220,000
4,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの				200,000		240,000
5,000 ㎡を超え、6,000 ㎡以内のもの				230,000		290,000
6,000 ㎡を超え、8,000 ㎡以内のもの				250,000		310,000
8,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの				280,000		340,000
10,000 ㎡を超えるもの				330,000		390,000
注	①	建築基準法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物				
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物				
	③	上記以外の建築物				
※「特例」とは、法第 7 条の 5 の規定による検査の特例の適用をいう。						

別表第2の2（建設地が神奈川県の場合）

建築物に関する中間検査申請手数料（第4条関係）

(単位:円)

中間検査を行う部分の床面積の合計		手 数 料 の 額				
		建 築 物 の 用 途 等				
		①	②		③	
特例あり	特例なし		特例あり	特例なし		
100 ㎡以内のもの		20,000	22,000	36,000	30,000	49,000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの		26,000	28,000	47,000	38,000	62,000
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの		34,000	39,000	60,000	48,000	78,000
300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの		44,000	50,000	75,000	63,000	100,000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの		53,000	57,000	100,000	76,000	120,000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの		100,000	140,000	170,000	160,000	180,000
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以内のもの		見積対応		190,000	見積対応	210,000
3,000 ㎡を超え、4,000 ㎡以内のもの				200,000		240,000
4,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの				220,000		260,000
5,000 ㎡を超え、6,000 ㎡以内のもの				250,000		310,000
6,000 ㎡を超え、8,000 ㎡以内のもの				270,000		330,000
8,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの				300,000		360,000
10,000 ㎡を超えるもの				350,000		410,000
注	①	建築基準法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物				
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物				
	③	上記以外の建築物				

※「特例」とは、法第 7 条の 5 の規定による検査の特例の適用をいう。

別表第2の3 (建設地が山梨県の場合)

建築物に関する中間検査申請手数料（第4条関係）

(単位:円)

中間検査を行う部分の床面積の合計		手 数 料 の 額				
		建 築 物 の 用 途 等				
		①	②		③	
特例あり	特例なし		特例あり	特例なし		
100 ㎡以内のもの		16,000	17,000	18,000	26,000	38,000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの		22,000	23,000	24,000	33,000	50,000
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの		29,000	31,000	45,000	41,000	66,000
300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの		38,000	40,000	60,000	54,000	85,000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの		53,000	57,000	100,000	76,000	120,000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの		90,000	130,000	160,000	150,000	170,000
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以内のもの		見積対応		170,000	見積対応	190,000
3,000 ㎡を超え、4,000 ㎡以内のもの				180,000		220,000
4,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの				200,000		240,000
5,000 ㎡を超え、6,000 ㎡以内のもの				230,000		290,000
6,000 ㎡を超え、8,000 ㎡以内のもの				250,000		310,000
8,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの				280,000		340,000
10,000 ㎡を超えるもの				330,000		390,000
注	①	建築基準法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物				
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物				
	③	上記以外の建築物				

※「特例」とは、法第 7 条の 5 の規定による検査の特例の適用をいう。

別表第3の1 (建設地が静岡県又は愛知県の場合)

建築物に関する完了検査申請手数料（第5条関係）

(単位:円)

床面積の合計		手数料の額				
		建築物の用途等				
		①	②		③	
特例あり	特例なし		特例あり	特例なし		
100 ㎡以内のもの		35,000	25,000	48,000	30,000	65,000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの		39,000	29,000	57,000	36,000	80,000
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの		49,000	42,000	79,000	52,000	100,000
300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの		75,000	54,000	100,000	73,000	125,000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの		100,000	62,000	130,000	82,000	145,000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの		175,000	130,000	200,000	160,000	220,000
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以内のもの		見積対応		240,000	見積対応	320,000
3,000 ㎡を超え、4,000 ㎡以内のもの				280,000		350,000
4,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの				320,000		390,000
5,000 ㎡を超え、6,000 ㎡以内のもの				390,000		440,000
6,000 ㎡を超え、8,000 ㎡以内のもの				430,000		500,000
8,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの				470,000		570,000
10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内のもの				550,000		650,000
20,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの				660,000		880,000
50,000 ㎡を超え、100,000 ㎡以内のもの				1,100,000		1,300,000
100,000 ㎡を超え、200,000 ㎡以内のもの				1,330,000		1,620,000
200,000 ㎡を超えるもの				1,770,000	2,210,000	
注	①	建築基準法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物				
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物				
	③	上記以外の建築物				

※「特例」とは、法第 7 条の 5 の規定による検査の特例の適用をいう。

別表第3の2（建設地が神奈川県の場合）

建築物に関する完了検査申請手数料（第5条関係）

(単位:円)

床面積の合計			手数料の額				
			建築物の用途等				
			①	②		③	
特例あり	特例なし	特例あり		特例なし			
100 ㎡以内のもの			35,000	25,000	48,000	30,000	65,000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの			39,000	29,000	57,000	36,000	80,000
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの			49,000	42,000	79,000	52,000	100,000
300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの			75,000	54,000	100,000	73,000	125,000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの			100,000	62,000	130,000	82,000	145,000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの			195,000	140,000	210,000	170,000	230,000
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以内のもの			見積対応		260,000	見積対応	340,000
3,000 ㎡を超え、4,000 ㎡以内のもの					300,000		370,000
4,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの					350,000		420,000
5,000 ㎡を超え、6,000 ㎡以内のもの					420,000		470,000
6,000 ㎡を超え、8,000 ㎡以内のもの					460,000		530,000
8,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの					510,000		610,000
10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内のもの					590,000		690,000
20,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの					700,000		920,000
50,000 ㎡を超え、100,000 ㎡以内のもの					1,210,000		1,410,000
100,000 ㎡を超え、200,000 ㎡以内のもの					1,450,000		1,740,000
200,000 ㎡を超えるもの				1,890,000		2,330,000	
注	①	建築基準法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物					
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫配 送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物					
	③	上記以外の建築物					
※「特例」とは、法第 7 条の 5 の規定による検査の特例の適用をいう。							

別表第3の3 (建設地が山梨県の場合)

建築物に関する完了検査申請手数料（第5条関係）

(単位:円)

床面積の合計			手数料の額					
			建築物の用途等					
			①	②		③		
特例あり	特例なし	特例あり		特例なし				
100 ㎡以内のもの			27,000	19,000	28,000	26,000	48,000	
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの			32,000	24,000	33,000	32,000	68,000	
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの			44,000	34,000	53,000	46,000	86,000	
300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの			67,000	46,000	74,000	65,000	105,000	
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの			100,000	62,000	130,000	82,000	145,000	
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの			175,000	130,000	200,000	160,000	220,000	
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以内のもの			見積対応		240,000	見積対応		320,000
3,000 ㎡を超え、4,000 ㎡以内のもの					280,000			350,000
4,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの					320,000			390,000
5,000 ㎡を超え、6,000 ㎡以内のもの					390,000			440,000
6,000 ㎡を超え、8,000 ㎡以内のもの					430,000			500,000
8,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの					470,000			570,000
10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内のもの					550,000			650,000
20,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの					660,000			880,000
50,000 ㎡を超え、100,000 ㎡以内のもの					1,100,000			1,300,000
100,000 ㎡を超え、200,000 ㎡以内のもの					1,330,000			1,620,000
200,000 ㎡を超えるもの					1,770,000			2,210,000
注	①	建築基準法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物						
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物						
	③	上記以外の建築物						
※「特例」とは、法第 7 条の 5 の規定による検査の特例の適用をいう。								

別表第 4

建築設備・工作物関係に関する確認、完了検査申請手数料（第 3 条、第 6 条関係）（単位：円）

種 別			手 数 料 の 額	
			確認申請	完了検査申請
建築設備	昇降機	小荷物専用昇降機	15, 000	18, 000
		型式部材等製造者認証	19, 000	24, 000
		上記以外	30, 000	35, 000
	昇降機以外		30, 000	35, 000
工作物			26, 000	26, 000

別表第5

センター以外の者が確認を行った建築物の完了検査申請手数料の加算額（第7条関係）（単位：円）

床面積の合計			手数料の額				
			建築物の用途等				
			①	②		③	
特例あり	特例なし	特例あり		特例なし			
100 ㎡以内のもの			6,000	6,000	8,000	6,000	10,000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの			6,000	6,000	10,000	7,000	12,000
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの			8,000	8,000	13,000	10,000	16,000
300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの			9,000	9,000	16,000	14,000	22,000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの			15,000	15,000	20,000	19,000	30,000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの			27,000	27,000	35,000	32,000	44,000
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以内のもの			見積対応		50,000	見積対応	70,000
3,000 ㎡を超え、4,000 ㎡以内のもの					55,000		80,000
4,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの					65,000		90,000
5,000 ㎡を超え、6,000 ㎡以内のもの					75,000		100,000
6,000 ㎡を超え、8,000 ㎡以内のもの					85,000		110,000
8,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの					95,000		120,000
10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内のもの					110,000		150,000
20,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの					130,000		200,000
50,000 ㎡を超え、100,000 ㎡以内のもの					200,000		300,000
100,000 ㎡を超え、200,000 ㎡以内のもの			300,000	400,000			
200,000 ㎡を超えるもの			400,000	500,000			
注	①	建築基準法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物					
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物					
	③	上記以外の建築物					
※1 床面積の合計は、第 2 条第 2 項により算定される面積とする。							
※2 「特例」とは、法第 7 条の 5 の規定による検査の特例の適用をいう。							

別表第6の1

仮使用認定申請手数料（第8条関係）

（単位：円）

床面積の合計			手数料の額		
			建築物の用途等		
			①	②	③
100 ㎡以内のもの			22,300	25,000	28,000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの			31,000	35,000	41,300
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの			42,300	47,600	56,600
300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの			55,000	65,600	78,000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの			69,600	83,600	98,600
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの			98,300	120,000	120,000
2,000 ㎡を超えるのもの			見積対応		
注	①	法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物			
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物			
	③	上記以外の建築物			

別表第 6 の 2（建設地が静岡県又は愛知県の場合）

仮使用認定申請手数料（第 8 条関係）

（単位：円）

床面積の合計		手数料の額		
		建築物の用途等		
		①	②	③
100 ㎡以内のもの		35,000	48,000	65,000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの		39,000	57,000	80,000
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの		49,000	79,000	100,000
300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの		75,000	100,000	125,000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの		100,000	130,000	145,000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの		175,000	200,000	220,000
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以内のもの		見積対応	240,000	320,000
3,000 ㎡を超え、4,000 ㎡以内のもの			280,000	350,000
4,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの			320,000	390,000
5,000 ㎡を超え、6,000 ㎡以内のもの			390,000	440,000
6,000 ㎡を超え、8,000 ㎡以内のもの			430,000	500,000
8,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの			470,000	570,000
10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内のもの			550,000	650,000
20,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの			660,000	880,000
50,000 ㎡を超え、100,000 ㎡以内のもの			1,100,000	1,300,000
100,000 ㎡を超え、200,000 ㎡以内のもの			1,330,000	1,620,000
200,000 ㎡を超えるもの		1,770,000	2,210,000	
注	①	建築基準法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物		
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物		
	③	上記以外の建築物		

別表第 6 の 3（建設地が神奈川県の場合）

仮使用認定申請手数料（第 8 条関係）

（単位：円）

床面積の合計		手数料の額		
		建築物の用途等		
		①	②	③
100 ㎡以内のもの		35,000	48,000	65,000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの		39,000	57,000	80,000
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの		49,000	79,000	100,000
300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの		75,000	100,000	125,000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの		100,000	130,000	145,000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの		195,000	210,000	230,000
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以内のもの		見積対応	260,000	340,000
3,000 ㎡を超え、4,000 ㎡以内のもの			300,000	370,000
4,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの			350,000	420,000
5,000 ㎡を超え、6,000 ㎡以内のもの			420,000	470,000
6,000 ㎡を超え、8,000 ㎡以内のもの			460,000	530,000
8,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの			510,000	610,000
10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内のもの			590,000	690,000
20,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの			700,000	920,000
50,000 ㎡を超え、100,000 ㎡以内のもの			1,210,000	1,410,000
100,000 ㎡を超え、200,000 ㎡以内のもの			1,450,000	1,740,000
200,000 ㎡を超えるもの		1,890,000	2,330,000	
注	①	建築基準法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物		
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物		
	③	上記以外の建築物		

別表第 6 の 4（建設地が山梨県の場合）

仮使用認定申請手数料（第 8 条関係）

（単位：円）

床面積の合計		手数料の額		
		建築物の用途等		
		①	②	③
100 ㎡以内のもの		27,000	28,000	48,000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの		32,000	33,000	68,000
200 ㎡を超え、300 ㎡以内のもの		44,000	53,000	86,000
300 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの		67,000	74,000	105,000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの		100,000	130,000	145,000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの		175,000	200,000	220,000
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以内のもの		見積対応	240,000	320,000
3,000 ㎡を超え、4,000 ㎡以内のもの			280,000	350,000
4,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの			320,000	390,000
5,000 ㎡を超え、6,000 ㎡以内のもの			390,000	440,000
6,000 ㎡を超え、8,000 ㎡以内のもの			430,000	500,000
8,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの			470,000	570,000
10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内のもの			550,000	650,000
20,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの			660,000	880,000
50,000 ㎡を超え、100,000 ㎡以内のもの			1,100,000	1,300,000
100,000 ㎡を超え、200,000 ㎡以内のもの			1,330,000	1,620,000
200,000 ㎡を超えるもの		1,770,000	2,210,000	
注	①	建築基準法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物		
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍（グループホームを除く）、事務所、工場、倉庫配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物		
	③	上記以外の建築物		

別表第 7

建築物省エネ法に係る適合性判定等を要した建築物で、一定の範囲内の省エネ性能が低下する変更がある場合の完了検査申請手数料及び仮使用認定申請手数料の加算額（第 5 条、第 8 条関係）

（単位：円）

省エネ適合性判定等の種別	直前の判定通知書等又は軽微変更該当証明等の交付者	加算の額
省エネ適合性判定	センター	省エネ適合性判定料金表の料金（税抜額） の十分の一
	センター以外	省エネ適合性判定料金表の料金（税抜額）
設計住宅性能評価	センター	住宅性能評価業務料金表の料金（税抜額） の十分の一
	センター以外	住宅性能評価業務料金表の料金（税抜額）
長期使用構造等の確認	センター	長期使用構造等確認料金表の料金（税抜額） の十分の一
	センター以外	長期使用構造等確認料金表の料金（税抜額）
※1 加算額は、適合性判定等を要した建築物ごとに算定した額の合計とする。 ※2 複合建築物（判定対象に住宅と非住宅を含む建築物）は、住宅及び非住宅（変更に係る部分に限る）で算出した額の合計を加算する。 ※3 建築物全体が当該省エネ適合性判定等の計算対象から除外される用途の場合は加算しない。		

別表第 8

地域別加算額(第 11 条関係)

(単位:円)

地域 区分	割増 手数料	対象地域	
		神奈川県	愛知県
A 地域	10,000	伊勢原市、平塚市、秦野市、二宮町、 大磯町、中井町、大井町、松田町、 開成町	田原市、蒲郡市、東栄町、設楽町、 豊根村、岡崎市、安城市、幸田町
B 地域	15,000	厚木市、茅ヶ崎市、藤沢市、大和市、 海老名市、相模原市、座間市、 綾瀬市、寒川町、愛川町、清川村	名古屋市、春日井市、瀬戸市、 豊明市、日進市、長久手市、 尾張旭市、東郷町、豊田市、刈谷市、 西尾市(佐久島を除く。)、知立市、 高浜市、みよし市、碧南市、半田市、 大府市、東海市、知多市、東浦町、 阿久比町
C 地域	20,000	横浜市、川崎市、鎌倉市、横須賀市、 逗子市、三浦市、葉山町	一宮市、小牧市、稲沢市、江南市、 北名古屋市、清須市、岩倉市、 犬山市、豊山町、大口町、扶桑町、 あま市、津島市、愛西市、飛島村、 蟹江町、大治町、弥富市、常滑市、 武豊町、美浜町、南知多町、 西尾市(佐久島に限る。)
※1 建築物と同時に工作物又は昇降機の検査を行う場合は、建築物の検査申請のみに加算する。 ※2 同一敷地内で同日に連続して複数の工作物又は昇降機の検査を行う場合は、1つの検査申請のみに加算する。 ※3 同一団地内で同日に連続して複数の住宅の検査を行う場合は、1つの検査申請のみに加算する。ただし、申請者の都合により別々の検査に変更となった場合は除く。			

計画変更床面積算定

第1 第2条第2項第3号に規定する計画の変更に係る部分の床面積(増加する部分を除く。)は次のとおりとする。

- 1 次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を計画の変更に係る部分の床面積として算定する。ただし、直前の確認における申請部分の床面積の合計が 500 m²以下の場合は、変更に係る建築物の直前の確認における申請部分の床面積とする。
 - (1) 敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更 申請に係る建築物の建築面積
 - (2) 建築面積の変更 変更される建築面積
 - (3) 高さ又は階数の変更 高さが変更される部分の床面積又は変更される階の床面積
 - (4) 床の変更 変更される部分の床面積
 - (5) 階段の変更 変更される部分の水平投影面積
 - (6) 柱、はり又はけたの変更 当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積(変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする(次号において同じ。))
 - (7) 壁の変更 当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積
 - (8) 屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更 変更される部分の水平投影面積
 - (9) 開口部の変更 変更される開口部の面積
 - (10) 土台、基礎又は基礎ぐいの変更 土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにある柱に準じて算出された面積
 - (11) 小屋組の変更 変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積
 - (12) 斜材 変更される部分の水平投影面積。ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積とする。
 - (13) 建築設備(法第87条の4に該当するものを除く。)の変更 変更される建築設備の水平投影面積。ただし、防煙壁の変更にあつては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積
- 2 前項各号に掲げる変更以外のもの(当該建築物の計画に前項各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。)にあっては、100 m²以下であるものとして取り扱うものとする。

第2 第1の規定により算定した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超える場合にあっては、変更前の計画の床面積の合計を上限とする。

中間検査床面積算定

第4条に規定する中間検査を行う部分の床面積の合計は次のとおりとする。

- (1) 中間検査を行う部分の床面積は、検査対象となる階までの各階の床面積の合計とする。
- (2) 基礎工事に関する特定工程については、検査に係る部分の最下階の床(地下階がない場合は1階の床)があるものとみなした床面積とする。
- (3) 鉄筋コンクリート造にあってははり等の配筋が、木造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあってははり等の床を支える構造の主要な部分が施工されている場合においては、床があるものとみなした床面積とする。
- (4) 建方工事等に関する特定工程については、階数が1の建築物を除き、基礎の特定工程で中間検査を実施した場合は、該当部分の床面積を除いた床面積とする。

確認検査業務手数料規程実施細則

平成20年8月1日制定

- 1 別表第1の1、第1の2又は第1の3の建築物に関する確認申請手数料(第2条関係)関係「簡易な計画変更」について

「簡易な計画変更」と認められるのは、構造計算を伴わないもので次の各号に定めるものとする。

- (1) 床面積の合計30㎡以内の床面積の増加(申請棟数(10㎡以下を含む)に変更の無いもので、かつ、高さ関係規定の再審査を要しないもの)
- (2) 局部的な耐力壁の移動、変更(意匠変更を伴わないもの)
- (3) 局部的な建築設備単独の変更(意匠、構造変更を伴わないもの)
- (4) その他これらと同等以内の小規模な変更であると認められるもの